

VIII 主権者教育に関するQ & A

※Q 1～Q11 は、「私たちが拓く日本の未来」（指導資料）より抜粋

Q 1 政治的教養を育むために、政治的に対立する見解がある現実の課題（現実の具体的な政治的事象）を授業中指導する際に、どのような点に留意すればよいか。

A 1

○ 政治的に対立する見解がある現実の課題を取り上げる場合には、学校が政治的中立性を保ちつつ、政治的教養を育む指導を行うために、以下のような点に留意して行うことが必要である。各学校において校長を中心に学校として指導のねらいを明確にして取り組むこと。

- ・政治的に対立する見解がある現実の課題については、種々の見解があり、一つの見解が絶対的に正しく、他のものは誤りであると断定することは困難であるとともに、一般に政治とは自分の意見を持ちながら議論を交わし合意形成を図っていくことが重要であることから、一つの結論を出すよりも結論に至るまでの冷静で理性的な議論の過程が大切であることを理解させること。
- ・多様な見方や考え方のできる事柄、未確定な事柄を取り上げる場合には、生徒の考えや議論が深まるよう様々な見解を提示することなどが重要であること。
- ・その際、教員は中立かつ公正な立場で指導することが必要であること。また、特定の事柄を強調しすぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなど、特定の見方や偏った取扱いとならないよう指導することが必要であること。

なお、補助教材を活用する際には、「学校における補助教材の適正な取扱いについて」（平成27年3月4日文部科学省通知）にも留意すること。

Q 2 授業中、個別の課題に関して教員が特定の見解を取り上げることはよいか。また、特定の見解を自分の考えとして述べてもよいか。

A 2

○ 政治的に対立する見解がある現実の課題を取り上げる場合に、教員は生徒の考え方や議論が深まるよう様々な見解を提示することが重要である。そのため、生徒の話し合いが一つの観点に終始し議論が深まらない場合などに、教員が他の見解を提示することも考えられる。また、議論の冒頭などに、個別の課題に関する現状とその前提となる見解などを教員が提示する場合も考えられる。

○ このように教員が多様な見解の中の一つの見解として、それを提示するに当たっては、教員の個人的な主義主張を避けて中立かつ公正な立場で指導するよう留意することが必要である。

具体的には、

- ・教員が一つの見解を提示する場合には、その見解を提示することが教員の個人的な好悪などに基づいたものであると誤解が生じないようにする
- ・教員が提示した見解が多様な見方や考え方の一つであることを生徒に理解させる
- ・見解が特定の見方や偏った取扱いとならないようにする
- ・見解を押しつけることとならないようにする

ことなどに注意することが必要である。

- また、教員が特定の見解を自分の考えとして述べることについては、教員の認識が生徒に大きな影響を与える立場にあることから、避けることが必要である。
- さらに、生徒から教員の主義主張を尋ねるような質問がある場合には、慎重に対応し、必要に応じて、授業のねらいを踏まえつつ、学校における政治的教養を育む教育は、議論の下で生徒の考えをまとめていくようなプロセスが重要であること、また、公職選挙法等の法令に基づき行われるべきものであることなどについて、生徒にも理解させることが求められる。
- なお、実際の選挙と同時に模擬選挙を行う場合など、選挙運動期間中やその直前、投票日当日など（以下「Q&A」では「選挙運動期間中等」という）に指導を行うに当たっては、教育者としての地位に伴う影響力を利用した選挙運動をすることが禁止されていることから、生徒に対して特定の政党や候補者に対する投票行為を促したり、妨げるようなことのないよう特に留意することが必要である。

Q 3 授業中、特定の政党に関してその政策等に触れてもよいか。

A 3

- 政治的教養を育む教育に取り組むに当たってどのような情報を取り上げるかは、当該授業のねらいやそれに基づく必要性に照らして検討することが求められるが、種々の見解を取り上げる際に、現実存在する政党名に触れ、その政党が主張する政策等に触れることは、指導内容によって考えられる。
- 現実存在する政党名に触れ、その政党が主張する政策等に触れるに当たっては、一つの政党についてのみ取り上げるということは避け、授業のねらいに照らした理解が可能となるよう複数の政党の主張を並列して紹介するなど、適切に指導を行うことが求められる。
- なお、選挙運動期間中等に生徒に対して指導を行うに当たっては、Q 2 で述べたとおり教育者としての地位に伴う影響力を利用した選挙運動をすることが禁止されていることから、特定の政党に対する投票行為を促す又は妨げることとならないよう、特に留意する必要がある。

Q 4 政治的教養を育む教育を実施する場合には、特定の政党に所属している首長や国会議員、地方議会議員、政党関係者などを学校に招くことはどのように考えればよいか。

A 4

- 政治的教養を育む教育を行う際に、現実の立法等に携わっている方（以下「政治家等」という）の協力を得ることは、生徒が現実の政治について具体的なイメージを育むことにつながるものであり、必要に応じて校長を中心に学校として計画的に取り組むことが考えられる。
- その際、生徒に対しては、政治家等が言及する、政治的に対立する見解がある現実の課題に関する内容については、多様な見方や考え方があることを理解させるよう、必要に応じて事前や事後の指導において配慮することが必要である。
- また、政治家等との事前打合せにおいて、政治的教養を育む教育のねらいや配慮事項について伝えることなどにより、政治家等から具体的な投票行動や支持の呼びかけが行われないよう配慮することが必要である。
- なお、保護者も多様な見方や考え方をもっていることから、特定の政治家等の協力を得る場合には、事前に当該学習活動の趣旨や留意事項について保護者に周知するよう配慮することも必要である。

- さらに、議員等を招く場合には、学校の政治的中立性を確保するために、議会事務局等と連携し、複数の会派を招くことも含め、生徒が様々な意見に触れることができるようにするといった工夫を行うことが期待される。
- 選挙運動期間中に、首長や国会議員、地方議会議員を招いた意見交換会等を開催した場合、公職選挙法上、候補者や政党等以外の者が選挙運動のための演説会を開催することは禁止されており、その意見交換会等が選挙運動のための演説会と認められた場合は同法違反となるので注意が必要である。

Q 5 政治的教養を育む教育を行う際に、満 18 歳以上の生徒と満 18 歳未満の生徒がいる場合に、生徒の指導に当たってどのような点に配慮すべきか。

A 5

- 満 18 歳以上の生徒と満 18 歳未満の生徒は、選挙権の有無や公職選挙法上の選挙運動が可能かどうかなど法律上差異があることを理解させ、満 18 歳以上の生徒が、同じ高校生という理由で満 18 歳未満の生徒に同じ行動を求めることは違法となる場合があることを理解させる必要がある。
- 特に、選挙運動期間中に満 18 歳以上と満 18 歳未満の生徒が混在する第 3 学年等を対象とした授業において、政策について議論させる学習を行う場合は、次の点に留意することが必要である。
 - ・たとえ教育的なねらいがあったとしても、選挙運動期間中に満 18 歳未満の生徒が満 18 歳以上の生徒に、自分が支持又は評価している特定の政党や候補者に投票するよう呼びかけたり、支持するよう理解を求めたりする場合などには、公職選挙法上、満 18 歳未満の者によるものが禁止されている選挙運動となるおそれがあること。
 - ・また、満 18 歳以上の生徒に対し、教員が授業において生徒にどの候補者や政党へ投票したいかを尋ねることは、投票の秘密保持の趣旨から控える必要があること。
- このため、満 18 歳以上と満 18 歳未満の生徒が混在する第 3 学年等において、例えば、実際の選挙に伴って模擬選挙を実施する際には、選挙運動期間中に、特定の候補者や政党への生徒の支持や不支持を明らかにするような学習活動を行うことは困難が生じることが想定され、慎重な対応が求められる。
- なお、教員については政治的に対立する見解がある課題を扱う場合には特定の見方や考え方に偏った取扱いとならないよう留意することが必要であるが、実際の選挙と同時に模擬選挙を行う場合など、選挙運動期間中に指導を行うに当たっては、教育者としての地位に伴う影響力を利用した選挙運動をすることが禁止されていることから、特定の政党や候補者に対する投票行為を促したり、妨げることをしないよう特に留意することが必要である。

Q 6 授業中、政策や政党に関して生徒に自分の考えを述べさせるに当たって配慮すべき事項はあるか。特に、ある政党を非難したり、支持したりする言動を一方的に繰り返す場合などは、どのように対応すればよいか。

A 6

- 政治的な教養を育む教育を行うに当たっては、教室の中で自由に生徒の意見を交換できる環境を作ることが重要である。
- そのため、政治的に対立する見解がある現実の課題については、種々の見解があり、一つの見解が絶対的に正しく、他のものは誤りであると断定することは困難であることや、一つの結論を出すより

も結論に至るまでの冷静で理性的な議論の過程が重要であることを生徒に理解させることが重要である。

- また、根拠をもって他者を説得する論理的思考力を育むことが重要であることから、生徒が理由なく政策や政党について非難したり、また支持したりするような場合には、その旨を指摘し理由を説明させるなどの配慮が必要である。
- いずれにせよ、当該授業のねらいに基づき、他の生徒の発言機会を確保し、意見に耳を傾けることができるよう適切に指導することが求められる。
- なお、選挙運動期間中等に満18歳未満の生徒が満18歳以上の生徒にある政党の支持を求める発言などを行った場合には、公職選挙法上、満18歳未満の者によるものが禁止されている選挙運動となるおそれがあることや、満18歳以上の生徒に教員が授業においてどの候補者や政党へ投票したいか尋ねることは、投票の秘密保持の趣旨から控える必要があることから、指導においてはこの点に特に留意することが必要である。
- 一方、選挙運動期間以外においても、指導が全体として学校の政治的中立を保たれるよう教員が配慮するとともに、生徒に対しても、政治的教養を育む教育の目的とその授業の在り方について、必要に応じ説明することも求められる。

Q 7 政治的に対立する見解がある現実の課題を指導するに当たって、新聞記事等を活用する場合、どのような点に留意したらよいか。

A 7

- 政治的に対立する見解がある現実の課題について指導するに当たって、新聞記事を活用して行うことは、指導方法として考えられる。
- その際、当該授業のねらいに照らして適切に取り扱うことが求められるが、政治的に対立する見解がある現実の課題については、現実の利害の関連等もあって国民の中に様々な見解があり、取り上げる事象について異なる見解を持つ新聞が見られる場合には、異なる見解を持つ複数紙を使用することが望まれる。また、特定の課題について一紙のみが取り上げている場合等には、他の資料を活用するなど教員が適切に他の見解を説明することにより、取り上げた新聞も多様な見解の一つであることを生徒に理解させることも必要である。
- なお、教員が生徒に対して特定の政党に関する新聞記事のみを生徒に配布したり、特定の政党のみ目立たせて配布した場合、公職選挙法に違反するおそれがある。

Q 8 政策課題を取り扱ったテレビの討論番組を活用するに当たって、どのような点に留意したらよいか。

A 8

- 政治的に対立する見解がある現実の課題について指導するに当たって、関係の報道番組等を活用して行うことは、指導方法として考えられる。
- その際、当該授業のねらいに照らして適切に取り扱うことが求められるが、放送で取り上げた個々の見方や考え方について生徒に強く印象付けられると考えられる場合には、必要に応じて他の資料を使用することなどによって、取り上げた課題については様々な見解があることを生徒に理解させることが必要である。

Q 9 実際の選挙に合わせて実施する模擬選挙において、模擬選挙の事前指導（事後指導）で、どの政党等に投票するか（投票したか）を、他の生徒の前で発表させてもよいか。

A 9

- 実際の選挙に当たってどの政党や候補者に投票しようとしているかは、投票の秘密として守られるべきものであり、選挙運動期間中等に満 18 歳以上の生徒に尋ねることは控える必要がある。
- また、実際の選挙が開票され、当選人確定後に当該学校の模擬選挙の結果などをとりまとめ全有権者との比較を行うことなどは考えられるが、満 18 歳以上の生徒についてどの政党や候補者に投票したかは、投票の秘密として守られるべきものであり、個々人の投票先を生徒に発表させることは控えるべきである。

Q10 実際の選挙に合わせて模擬選挙を行う際には、実在する全ての政党を取り扱う必要があるのか。

A10

- 実際の選挙に合わせて模擬選挙を実施し、満 18 歳以上の生徒が参加する場合には、学校が一部の政党や候補者を除外して実施することは、有権者である生徒の投票行動に影響を及ぼすことになることから適当ではない。

Q11 外国籍の生徒がいる場合、政治的教養を育む教育を進める上での留意点はあるのか。

A11

- 政治的教養を育む教育は、学校教育の一環として行われるものであり、選挙権の有無や国籍の違いにかかわらず、政治や選挙に関する知識はもとより、根拠を判断し、討論等を通じて自己の意見を正しく表明する力、他人の意見に十分耳を傾け、これを尊重するという態度とともに異なる意見を調整し合意を形成していく力を育む指導を行うことは重要である。
- なお、外国籍の生徒についても、日本国籍の生徒と同様に、満 18 歳未満の生徒は公職選挙法上、選挙運動に当たる行為を行うことができないので、この点に留意することが必要である。

※Q12～Q14 及び次ページの表は、平成 30 年 3 月に宮城県選挙管理委員会が発行した「新しい有権者に教える先生のための選挙講座」より抜粋

Q12 選挙期間中、実物の選挙公報を使用した授業を行ってもよいか。

A12

- 選挙公報を使用すること自体は規制されないが、副教材に記載されているとおり、選挙期日前に授業で実施した投票の結果を公表できないことや投票の秘密保持、教育者の地位利用など特定の候補者への投票を意図させないように注意する必要がある。

Q13 教員が主権者教育のため、選挙管理委員会のHPから選挙公報をプリントし、生徒に配布して授業を行うことは可能か。

A13

- 選挙管理委員会のホームページに掲載された選挙公報の取り扱いについては、①それをプリントして、不特定又は多数の者に頒布すること、②候補者、政党関係者以外の者が選挙公報データを電子メールで送信することは、公職選挙法に抵触する恐れがある。

ただし、目的が、主権者教育のために、授業で使用する分の選挙公報のみプリントアウトして授業することは、差し支えないと解される。

Q14 教員が、録画した政見放送を、校内で放映することは可能か。

A14

- 主権者教育のために、限られた場所（教室等）で、限られた対象者に対して放映することは差し支えないが、特定の候補者だけ放映するなど特定の候補者への投票を意図させないよう注意する必要がある。また、当然ながら、選挙運動のために、校内放送整備を使って、政見放送を放映することはできない。

教員が主権者教育の授業で配布・掲示できるものの基準

	選挙期間中	選挙期間以外
選挙公報 (プリント)	○ あくまで、授業で使用する分のプリントであって、必要以上に多数の者への頒布につながらないように注意すること。	○ 過去の選挙公報を活用することは規制されるものではないが、政治的中立が確保されることが必要。
政党等公約集	× 生徒自ら適正に入手した場合は、直ちに違反にはならない。	○ 過去の選挙の資料やホームページに掲載されている資料を活用することは直ちに規制されるものではないが、政治的中立が確保されることが必要。
まとめサイト (新聞社等)	○ 一般的には選挙運動のために使用する文書図画には当たらないと考えられるが、特定の争点ではなく幅広く取り上げること。	○ 特定の争点ではなく幅広く取り上げること。
ビラ、パンフレットの 配布・ポスター掲示	× 選挙のために作成されたビラ・パンフレット・ポスターは、頒布の期間、場所、数などが限られる。	○ 過去の選挙の資料を活用する場合、直ちに規制されるものではないが、政治的中立が確保されることが必要。
政見放送の録画放映	○ 政治的中立が確保されること。	○ 政治的中立が確保されること。
新聞記事	○ 政治的中立が確保されること。	○ 政治的中立が確保されること。
模擬投票結果の発表	× 公職選挙法の「人気投票の公表の禁止」と「投票の秘密保持」に抵触する恐れがある。	○ 当該選挙の当選人確定後であれば公表しても差し支えないと解されているが、選挙期間前に、出馬表明している候補者を対象としたものや当選人確定前に公表することは人気投票の禁止に抵触する恐れがある。

【注意】○であっても、特定の政党や候補者に偏るような資料や説明にならないよう政治的中立が確保されるよう、注意してください。

※Q15～Q30は、文部科学省「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について（通知）」に関するQ＆A（生徒指導関係）より抜粋

Q15 学校の構内における生徒の活動について、選挙運動を含め規制できる法的根拠は何か。

A15

- 学校教育法第5条にあるとおり、学校は設置者が管理するものである（設置者管理主義）。学校の設置者は、学校の物的管理（校舎をはじめとした施設の管理を含む。）や運営管理（児童生徒の管理を含む。）などに必要な行為をなし得るものと解される。学校の学校施設を学校教育目的以外で使用することについては、法令の規定に基づく場合や、学校教育上支障がないと管理者の同意がある場合に認められる（学校教育法第137条）。

学校管理規則等により、その管理について委任を受けた学校長も同様に学校の物的管理や運営管理を行うことができる。

（参考）学校教育法（昭和22年法律第26号）

第5条 学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定のある場合を除いては、その学校の経費を負担する。

第137条 学校教育上支障のない限り、学校には、社会教育に関する施設を附置し、又は学校の施設を社会教育その他公共のために、利用させることができる。

Q16 通知では、放課後や休日等における、学校の構内における生徒の政治的活動等については、学校教育上の支障が生じないように制限又は禁止することが必要とされているが、どのような場合に学校教育上の支障が生じることが想定されるか。

A16

- 例えば、以下のような場合が想定される。

【学校施設の物的管理の上での支障があると認められる場合】

◆部活動による利用があらかじめ決まっている日に、生徒が体育館を用いて集会を開催しようとするなど、本来の教育活動による施設の利用の妨げとなる場合

◆施設を管理する人員が確保できない日に、生徒が体育館を用いて集会を開催しようとするなど、施設の管理者として、責任をもって施設と利用者の安全を確保することができない場合

【他の生徒の日常の学習活動等への支障があると認められる場合】

◆生徒が放課後に校庭でマイクとスピーカーを用いて演説会を行おうとしたところ、自習している他の生徒を妨げることになる場合

【その他教育を円滑に実施する上での支障があると認められる場合】

◆その他、放課後、休日の空き教室等の使用を許可するか検討するに当たっては、学校施設の目的外使用として適切かを学校管理規則等に沿って判断する

以上の例のような教育上の支障があると認められる状態を生じさせないように、学校は、適切な施設管理や生徒指導を行う必要がある。

Q17 前述のような教育上の支障を生じさせないようにするため、校則や懲戒の在り方に関する留意点としてどのようなことがあるか。

A17

○（校則等について）

校則は、学校が教育目的を実現していく過程において、生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められるものである。判例上、学校は教育目的を達成するために必要かつ合理的な範囲内において校則を制定し、生徒の行動などに一定の制限を課することができるものと解されている。

公職選挙法等の一部を改正する法律（平成27年法律第43号）（以下、「改正法」という。）の施行以前にあって、学校等においては、教育上の支障を生じさせないようにする観点から、校則等により、学校の構内における文書図画の頒布や集会の実施を学校の許可等にかからしめることとしている例がある。従来の判例においては、こうした校則等は認められているところであり、改正法の施行後にあっても、学校の構内に関して、この基本的な考え方は変わるものではないと考えられる。

（生徒に対する懲戒について）

生徒の懲戒については、当該懲戒が学校の教育目的の達成の観点から「必要かつ合理的な範囲」のものである必要がある。裁判例には、生徒の懲戒に当たり、懲戒に値するかどうか、いずれの懲戒処分を選ぶべきかを決するには、行為の軽重のほか本人の性格、平素の行状等諸般の要素を考慮する必要がある、これらの判断は学校の合理的裁量に任せるのでなければ適切な結果を期し難いとしたものや、「政治活動を理由に欠席した生徒を、学校が正当な理由のない欠席として懲戒処分することは政治的活動の自由を侵害することにはならない」としたものがある。

なお、学校としては、あらかじめ、生徒の懲戒の基準について生徒や保護者に周知を図り、家庭等の理解と協力を得られるよう努めることが重要である。また、校長及び教員は、実際に懲戒を行うに当たっては、懲戒の手続等について定めた学校管理規則や校則等の要件を踏まえ、適正な手続を経るようにすることにも留意が必要である。

Q18 生徒から、「デモ」参加の打合せのために放課後、休日に空き教室を使用したい旨申し入れがあった場合、使用を許可することは適切か。

A18

○ 「デモ」参加の打合せは、通常は、政治的活動等に該当すると考えられる。このため、放課後、休日の空き教室の使用を許可するか検討するに当たっては、学校施設の目的外使用として適切かを、学校管理規則等に沿って判断することになる。

その際は、通知にあるとおり、学校施設の物的管理の上での支障、他の生徒の日常の学習活動等への支障、その他学校の政治的中立性の確保等の観点から教育を円滑に実施する上での支障が生じないよう、判断することが必要である。例えば、暴力行為を伴う活動を行っている団体に所属する者が参加するとの情報が寄せられるなど、学校施設の物的管理の上での支障を来すおそれが高い場合や安全が確保できない場合などは、不許可とすることが考えられる。

Q19 「選挙運動、政治的活動、投票運動は構内では禁止する」と学校が校則等で定め生徒を指導することはできるか。

A19

- Q15 のとおり、学校教育法は、設置者管理主義をとっており、学校の設置者は、学校の物的管理（校舎をはじめとした施設の管理を含む。）や運営管理（児童生徒の管理を含む。）などに必要な行為をなし得るものと解される。

このことや、学校の状況等を踏まえ、学校教育の目的の達成の観点から「構内では禁止する」と校則等で定め、生徒を指導することは不当なものではないと考えられる。

Q20 学校の構外で行われる生徒の政治的活動等について制限又は禁止することが必要とされる「違法なもの、暴力的なもの、違法若しくは暴力的な政治的活動等になるおそれが高いものと認められる場合」とは、どのような場合が想定されるか。

A20

- 例えば、以下のような場合が想定される。

【違法なものと認められる場合】

- ◆選挙運動に18歳に満たない者を動員した場合
- ◆必要な許可（地権者・市区町村、都道府県公安委員会等）を受けずに集会やデモを実施する場合
- ◆インターネット上（SNSを含む。）で対立候補やその支持政党等を誹謗中傷する場合

【暴力的なものと認められる場合】

※政治的活動等自体は違法ではないが、その中で暴力的な活動が行われることを想定

- ◆行進中に人に向かって投石を行うことや警備に当たる警察官の公務を妨害する行為等が行われるようなデモに参加する場合
- ◆人の生命、身体、財産、名誉、自由に対する害悪の告知を行うような集会に参加する場合

【違法又は暴力的な政治的活動等になるおそれが高いものと認められる場合】

※社会通念上、活動が「違法なもの」「暴力的なもの」になるおそれが高いものを想定

- ◆違法な無許可デモを繰り返しており、今後も同様の活動を続けることを公言している団体の主催するデモに参加する場合

Q21 放課後、休日等に学校の構外で行われる生徒の政治的活動等について、適切な指導を行うことが求められる「生徒が政治的活動等に熱中する余り、学業や生活などに支障があると認められる場合、他の生徒の学業や生活などに支障があると認められる場合、又は生徒間における政治的対立が生じるなどして学校教育の円滑な実施に支障があると認められる場合」とは、どのような場合が想定されるか。

A21

- 例えば、以下のような場合が想定される。

【生徒が政治的活動等に熱中する余り、学業や生活などに支障があると認められる場合】

- ◆授業を欠席して、自身が支持する政治団体の主催する集会に参加する場合

- ◆政治的活動等に没頭して夜遅くまで頻繁に電話やメールをすることが続き、結果として、家庭での学習を怠り学業に影響が出たり、昼夜逆転の生活により授業への集中力を失ったりしている場合

【他の生徒の学業や生活などに支障があると認められる場合】

- ◆特定の政策を支持する集会への参加を要請するため、自宅にいる他の生徒に対して夜遅くまで頻繁にメールや電話をし、当該生徒の認識や社会通念を踏まえれば、当該生徒の学業や生活に悪影響が出ていると判断される場合
- ◆特定の政策に賛成する先輩が、部活動での人間関係を利用して後輩に集会への参加を強要する場合

【生徒間における政治的対立が生じるなどして学校教育の円滑な実施に支障がある場合】

- ◆特定の政策に賛成するグループと反対するグループとがある中で、学校内に対立が持ち込まれた結果、日常の生徒会運営や学級運営に支障が生じる場合

Q22 SNS等による生徒のコミュニケーションや学校外の生徒の活動について、学校はどこまで実態把握を求められるか。

A22

- 学校の状況に応じてまちまちであり、一概に言うことは困難であるが、一般論としては、例えば、校外の交友関係等により、学校の教育活動に支障を生じている又は生じることが明らかに予見されている場合は、教育上の観点から必要な指導が行えるよう、具体的な事実の把握が必要になる場合があると考えられる。

Q23 放課後、休日等に学校の構外で行われる政治的活動等について、届出制とすることはできるか。

A23

- 放課後、休日等に学校の構外で行われる、高等学校等の生徒による政治的活動等は、家庭の理解の下、当該生徒が判断し行うものであるが、このような活動も、高等学校の教育目的の達成等の観点から必要かつ合理的な範囲内で制約を受けるものと解される。

したがって、高校生の政治的活動等に係る指導の在り方については、このような観点からの必要かつ合理的な範囲内の制約となるよう、各学校等において適切に判断することが必要であり、例えば、届出をした者の個人的な政治的信条の是非を問うようなものにならないようにすることなどの適切な配慮が必要になる。

Q24 放課後、休日等に生徒が校門を出たところで政治的活動等を行うことについて、どのように考えればよいか。

A24

- 校門を出たところは学校の構外に当たる。したがって、通知の第3の3に従い、違法なものや暴力的なもの、それらになるおそれが高いもの（Q20の例を参照）はやめるよう指導すべきである。

違法又は暴力的なものに当たるおそれがない場合には、当該活動が学校の構内での活動に近い性質を有することに鑑み、他の生徒の日常の学習活動等への支障や、その他学校の政治的中立性の確保等の観点から教育を円滑に実施する上での支障が生じないよう、注意して対応することが必要である。

Q25 インターネットを利用した選挙運動は、どのような場合に公職選挙法違反となるか。

A25

- 選挙運動期間内において、満18歳以上の者であれば、ホームページ、ツイッター、フェイスブック、ラインなどのウェブサイト等を利用する方法による選挙運動を行うことができる。

ただし、ウェブサイト等を利用する方法による選挙運動を行う場合、電子メールアドレスやその他その人に連絡するために必要となる情報の表示が義務付けられているほか、電子メールを利用する選挙運動は候補者や政党等のみに限られており、また、候補者や政党等から来た選挙運動のための電子メールを他の選挙人に転送することも禁止されている。

インターネットを利用した選挙運動に関する規制については、高校生向け副教材「私たちが拓く日本の未来」の参考編に収録している「投票と選挙運動等についてのQ&A」のQ15（97～98ページ）においても解説してあるので、併せて参照願う。

Q26 公職選挙法上、SNSを利用した選挙運動（リツイート、シェア等）は可だが、電子メールを利用しての選挙運動は不可であることについて、どのように説明すればよいか。

A26

- 選挙運動用電子メールの送信については、以下のような理由により、候補者・政党等が行う場合以外は禁止となっている。

1. 密室性が高く、誹謗中傷やなりすましに悪用されやすいこと
2. 複雑な送信先規制等を課しているため、一般の有権者が処罰され、更に公民権停止になる危険性が高いこと
3. 悪質な電子メール（ウィルス等）により、有権者に過度の負担がかかるおそれがあること

詳しくは、総務省ホームページを参照願う（電子メールを利用する方法による選挙運動用文書図画の頒布の解禁（https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/naruhodo/naruhodo10_2.html））。

Q27 インターネットを利用した生徒の政治的活動等のうち、許される行為と許されない行為はどのようなものがあるか。

A27

- 例えば以下のような例が想定される。

【許される行為の例】

- ◆ 18歳以上の者が、選挙運動期間中に、「〇〇さんを当選させよう！」というツイートをリツイートすること（ブログや掲示板に書き込む、ラインのグループトーク等に投稿する、フェイスブックで「いいね！」をする等も同様）
- ◆ 「〇〇という現状を踏まえ、××という施策を推進すべき」といった選挙運動とならないようなツイートを行うこと（時期、満18歳以上か未満かを問わない）

【許されない行為の例】

- ◆ 選挙運動期間中に選挙運動用の電子メールを友人や家族に転送すること（満18歳以上か未満かを問わない）
- ◆ 校則で校内の使用が制限されているにもかかわらず、授業中や休み時間に校内でスマホを利用してツイッターやフェイスブック、ラインで政治的な発信を行うこと

**Q28 生徒が公職選挙法等に違反していると考えられる場合、学校はどのように対応すればよいか。
停学や退学といった懲戒処分の対象としてもよいか。**

A28

- 学校教育の役割としては、まずは、生徒が公職選挙法等に違反することがないように、高校生向け副教材を活用しつつ、公職選挙法等に関する正しい知識についての指導を行うことが重要である。

しかし、もし、生徒が公職選挙法等に違反していると考えられる事態が発生した場合には、警察等の関係機関と適切に連携することになる。基本的には、法の執行に関しては関係機関に委ねつつ、学校としては、生徒指導上の課題として捉えた際に必要と考えられる指導を行っていくことが求められる。

また、懲戒処分の対象とすること自体は、必要かつ合理的な範囲内のものとして行うことは可能と考えられる（訓告や口頭注意等にとどめることも差し支えない）が、その場合は、基準をあらかじめ明確化し、生徒や保護者に周知するとともに、学校管理規則や内規等で適正な手続を定めることが必要であることに留意願う。

Q29 投票日当日に学校行事がある場合等に、投票を理由とした公欠を認めることは考えられるか。

A29

- 学校行事等により、生徒が投票日当日に投票することが困難な場合は考えられるが、期日前投票、不在者投票といった制度を活用することで、期間内に投票することが適切であり、公欠を認めることは基本的に考えられない。

なお、一般的には、参議院議員通常選挙や地方選挙については、任期満了に伴い実施されるものであるため、投票日の時期を一定程度予想することができる。よって、学校行事の日程の設定に当たって留意するとともに、選挙の日程が確定した際に柔軟な対応を可能とする予備日の設定等を検討しておくことも有用と考えられる。

Q30 選挙期間中に海外に留学している生徒への対応についてどのように考えればよいか。

A30

- 選挙期間中に海外に留学している生徒については、当該生徒が選挙権を有する場合、国内での投票とは異なり、生徒自ら又は生徒の家族が、住んでいる地域を管轄する在外公館（大使館又は領事館）に対して在外選挙人名簿の登録申請をする必要がある。登録申請に当たっては、留学する際に市役所、町村役場へ転出届を出しておく必要がある。在外公館の管轄区域内に引き続き3か月以上住所を有していれば、在外選挙人名簿に登録され、在外投票をすることができることになる。詳細は各市区町村の選挙管理委員会に確認の上、助言することが望ましいと考えられる。また、選挙に関する情報収集の方法について助言する等、生徒の状況に応じて対応することが望ましいと考えられる。